

報道関係者 各位

令和6年8月22日発表

【照会先】

直方労働基準監督署 監督・安衛課

課長 井上 健

代表電話 0949-22-0544

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 3か月分の賃金不払～

令和6年8月22日、直方労働基準監督署（署長 宮崎剛知）は、「吉田青果」の屋号で青果の小売業を経営する個人事業主を最低賃金法違反の疑いで福岡地方検察庁飯塚支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者3名に対し、令和5年10月分から12月分までの3か月分の定期賃金（合計約47万円）を、それぞれ所定支払日までに支払わなかったもの。

1 被疑者

吉田青果 個人事業主（65歳）

所在地 直方市

事業内容 青果小売業

2 違反条文

最低賃金法違反

最低賃金法第4条第1項

同 法第40条（罰則）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者は労働者3名に対し、令和5年10月分から12月分までの3か月間の定期賃金（合計約47万円）を、それぞれの所定支払日（翌月10日）に支払わず、もって、福岡県最低賃金（令和5年10月1日から同月5日までは時間額900円、令和5年10月6日以降は時間額941円）以上の賃金を支払わなかったものです。

【関係条文】

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条第一項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第四十条

第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。